（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第二十二条の四　法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）とする。

一　議案

二　優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につき法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

（労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

2　この命令の施行の日前に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第十二号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第九条第一項第八号及び第四十条第四項並びに同項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百二十五条の四第二項第三号及び第三百二十五条の五第三項の規定に基づき、農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年八月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産大臣　金子原二郎

農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令

農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）	（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）
第六条　法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第六条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定	［号を加える。］
三　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であって、当該農水産業協同組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項	二　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であって、当該農水産業協同組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第十条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項
（優先出資者総会参考書類の記載の特則）	（優先出資者総会参考書類の記載の特則）
第二十八条　優先出資者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を発出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第七条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した優	**第二十八条**　優先出資者総会参考書類の記載の特則）に係る情報を、当該優先出資者総会に係る招集通知を発出する時から当該優先出資者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により優先出資者が提供を受けることができる状態に置く措置（第七条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載